

## 議案第 59 号

おいらせ町消防団条例の一部を改正する条例について

おいらせ町消防団条例（平成 18 年おいらせ町条例第 152 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 元 年 9 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の制定を踏まえ、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されることのないよう、本条例に所要の改正を行うため提案するものである。

## おいらせ町消防団条例の一部を改正する条例

おいらせ町消防団条例（平成18年おいらせ町条例第152号）の一部を次のように改正する。

第8条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。